

外国政府等の重要な公人 (Politically Exposed Persons) に係る確認書

私 (法人の場合は役員等を含む。) は、インヴァスト証券の口座開設申込時に下記 1～3 の犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令第 12 条第 3 項に掲げる外国政府等において重要な公地位にある者 (Politically Exposed Persons) に、該当しません。口座開設後に該当することとなった場合は、必ずその旨を下記の届出先メールアドレス宛に届け出ます。届け出た後、インヴァスト証券のすべての取引口座について解約とすることを承諾します。

1. 外国政府等において重要な公的地位にある者
2. 外国政府等において重要な公的地位にある者の家族
3. 実質的支配者が、外国政府等において重要な公的地位にある方に該当する法人

■ 「外国政府等において重要な公的地位にある者」について

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則第 15 条に掲げる外国の元首、外国の政府・中央銀行その他これらに類する機関において重要な公的地位にある方 (過去にその地位にあった方も含みます。) が該当します。

具体的には、外国の元首のほか、「外国の政府・中央銀行その他これらに類する機関において重要な公的地位にある方」としてわが国における以下に掲げる職位に相当する個人の方をいいます。

- ・ 国家元首
- ・ 日本における内閣総理大臣その他の国務大臣および副大臣に相当する職位
- ・ 日本における衆議院議長、衆議院副議長、参議院議長または参議院副議長に相当する職位
- ・ 日本における最高裁判所の裁判官に相当する職位
- ・ 日本における特命全権大使、特命全権公使、特派大使、政府代表または全権委員に相当する職位
- ・ 統合幕僚長、統合幕僚副長、陸上幕僚長、陸上幕僚副長、海上幕僚長、海上幕僚副長、航空幕僚長または航空幕僚副長に相当する職位
- ・ 日本における中央銀行の役員
- ・ 予算について国会の議決を経、または承認を受けなければならない法人の役員

届出先電子メールアドレス: fx-info@invast.jp

以上

2024 年 6 月 3 日交付